ぎふジビエ衛生ガイドライン概要

ぎふジビエ衛生ガイドライン 食品衛生法等を踏まえつつ、野生鳥獣の捕獲から 流通までの工程、衛生上とるべき措置を明示したもの

対象鳥獣 野生のイノシシ・ニホンジカ

受入れ

- ・捕獲以前に死亡している
- 散弾で捕獲された
- 腹部への被弾がみられる
- ・全身の損傷が著しい
- ・外見に衛生上異常がある

食用として 利用しない

捕獲・受入個体記録表を作成

→2年以上保管

食肉処理施設十必要となるもの

- •懸吊設備
- •剥皮専用台 (懸吊しない場合)
- ・温湯による消毒設備
- •食道•肛門結紮用具
- ・各作業用ナイフ
- 専用廃棄物容器
- •枝肉洗浄設備
- •枝肉冷蔵設備

止め刺し

- ・放血は原則施設内で行う
- 作業直前にナイフを消毒する
- 施設内で行わない場合、 止め刺し後速やかに施設に搬送する

解体

- ・専用の服、前掛け、帽子、長靴を着用する
- ・異なる獣種を同時に処理しない
- ・作業ごとにゴム手袋を付け替える
- ・内臓摘出は施設内で行う
- ・剥皮→内臓摘出の順で行う(原則)
- ・食道と肛門を結紮後、内臓摘出する
- ・内臓摘出、剥皮は原則懸吊して行う
- ・ナイフは作業工程ごとに変える
- ・適官ナイフを83℃以上の湯で消毒する
- ・解体時に異常を確認したものは食用としない

個体管理番号

処理した個体ごとに管理番号をつける

(例) **GIF11300**1

(1) **(2) (3)**

⑴解体施設名

(任意のアルファベット3文字)

- ②獣種 『1:イノシシ』『2:シカ』
- ③解体処理年度『13:2013年度』
- ④当該年度の頭数(通番)

『001:1頭目』

解体個体記録表を作成 →2年以上保管

施設•運営

- ・冷蔵庫は10℃以下にし、清潔に保つ
- ・包丁やまな板等の器具は1頭ごとに洗浄・消毒する
- ・食品衛生責任者は従事者に衛生教育を実施する
- ・製品の検査は年2回以上実施し、記録は1年間以上保存する



※その他・詳細に関しては「ぎふジビエ衛生ガイドライン」をご確認ください